

参考：宮都の造営と造宮省

孝徳朝…冠位制・官僚制・儀礼の整備と難波長柄豊碕宮の造営

- 大化1 645 孝徳天皇、難波長柄豊碕宮に遷る。画期的宮殿施設の誕生。
- 大化2 646 「改新詔」百官・新官位導入指示。
- 大化3 647 小郡宮礼法・新冠位制定。執務時間・場を規定。南門一庭で再拜一序  
中国風の立礼採用。
- 大化5 649 新冠位制定。
- 白雉4 653 中大兄皇子、孝徳天皇と対立。飛鳥河辺行宮に遷る。

天智朝…白村江の敗北と近江大津宮遷都

- 天智2 663 白村江の戦い。
- 天智3 664 新冠位制定。
- 天智6 667 近江大津宮に遷る。
- 天智7 668 天智天皇即位。
- 天智9 670 朝廷礼儀整備。

天武・持統朝…飛鳥浄御原令の制定（政治体制の整備）と宮都の造営

- 天武1 672 壬申の乱。飛鳥浄御原宮造営。
- 天武13 683 難波宮を副都とする。
- 天武13 684 天皇、京師を巡行し宮室の地を定める。
- 天武14 685 新冠位制定～飛鳥浄御原令へ。
- 朱鳥1 686 難波宮焼失。  
天武天皇死去。持統称制。
- 持統3 689 飛鳥浄御原令施行。官人の人事制度の出発点。官僚制の画期。
- 持統4 690 持統即位。藤原宮造営開始。造営官司：造宮官。後、造宮職に改称。  
朝堂座における礼制定。
- 持統6 692 天皇、新益京の路を見る。造営官司：造京司。
- 持統8 694 藤原宮に遷る。
- 文武1 697 軽皇子即位。文武天皇。

大宝律令制定と平城京遷都律令制の本格的始動と本格的都城の造営

- 大宝1 701 大宝律令制定。
- 慶雲4 707 文武天皇死去。元明天皇藤原宮大極殿にて即位。
- 和銅1 708 平城遷都を詔す。  
造宮省（常置、延暦1(782)廃。）  
造平城京司（長官二人、八省を上回る。）  
令制の木工寮は天皇近辺の造作修理に従事か。
- 和銅3 710 平城京に遷都。

聖武即位前後の平城宮改作と難波宮造営

- 和銅7 714 皇太子首親王元服。
- 霊亀1 715 元明天皇譲位。元正天皇即位。
- 養老3 719 皇太子、初めて朝政を聴く。
- 神亀1 724 元正天皇譲位。聖武天皇即位。